

マーガリン類の表示に関する公正競争規約及び同施行規則

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>(目的)</p> <p>第1条 この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第31条第1項の規定に基づきマーガリン類の取引について行う表示に関する事項を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規約で「マーガリン類」とは、マーガリン及びファットスプレッドであって、それぞれ次に掲げる基準に適合するものをいう。</p> <p>(1) マーガリン 食用油脂（乳脂肪を含まないもの又は乳脂肪を主原料としないものに限る。以下同じ。）に水等を加えて乳化した後、急冷練り合わせをし、又は急冷練り合わせをしないでつくられた可塑性のもの又は流動状のものであって、油脂含有率（食用油脂の製品に占める重量の割合をいう。以下同じ。）が80%以上のものをいう。</p> <p>(2) ファットスプレッド 次に掲げるものであって、油脂含有率が80%未満のものをいう。</p> <p>ア 食用油脂に水等を加えて乳化した後、急冷練り合わせをし、又は急冷練り合わせをしないでつくられた可塑性のもの又は流動状のもの</p> <p>イ 食用油脂に水等を加えて乳化した後、果実及び果実の加工品、チョコレート、ナッツ類のペースト等の風味原料を加えて急冷練り合わせをしてつくられた可塑性のものであって、風味原料の原材料に占める重量の割合が油脂含有率を下回るもの。ただし、チョコレートを加えたものにあつては、カカオ分が2.5%未満であつて、かつ、ココアバターが2%未満のものに限る。</p> <p>2 この規約で「事業者」とは、マーガリン類を製造し、若しくは輸入して販売する者又はマーガリン類の製造を他に委託して自己の商標、氏名若しくは名称を表示して販売する者をいう。</p> <p>3 この規約で「表示」とは、顧客を誘引するための手段として、事業者が自己の供給するマーガリン類の取引に関する事項について行う広告その他</p>	

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>の表示であって、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 商品、容器又は包装による広告その他の表示及びこれらに添付した物による広告その他の表示</p> <p>(2) 見本、チラシ、パンフレット、説明書面その他これらに類似する物による広告その他の表示（ダイレクトメール、ファクシミリ等によるものを含む。）及び口頭による広告その他の表示（電話によるものを含む。）</p> <p>(3) ポスター、看板（プラカード及び建物又は電車、自動車等に記載されたものを含む。）、ネオン・サイン、アドバルーンその他これらに類似する物による広告及び陳列物又は実演による広告</p> <p>(4) 新聞紙、雑誌その他の出版物、放送（有線電気通信設備又は拡声器による放送を含む。）、映写、演劇又は電光による広告</p> <p>(5) 情報処理の用に供する機器による広告その他の表示（インターネット、パソコン通信等によるものを含む。）</p> <p>（必要な表示事項）</p> <p>第3条 事業者は、マーガリン類の容器又は包装に、次に掲げる事項を、マーガリン類の表示に関する公正競争規約施行規則（以下「施行規則」という。）に定めるところにより、邦文で見やすい場所に明りょうに一括して表示しなければならない。ただし、容器又は包装の面積が30平方センチメートル以下であるものは、原材料名、賞味期限及び保存方法の表示事項を省略することができる。</p> <p>(1) 名称</p> <p>(2) 油脂含有率（ファットスプレッドに限る。）</p>	<p>（必要な表示事項）</p> <p>第1条 マーガリン類の表示に関する公正競争規約（以下「規約」という。）第3条第1項に掲げる事項は、第1号に掲げる方法に従い、第2号に掲げる様式により表示するものとする。</p> <p>(1) 方法</p> <p>ア 名称</p> <p>(イ) マーガリンにあつては「マーガリン」と表示すること。ただし、流動状のものにあつては、名称の次に括弧を付して「流動状」と表示すること。</p> <p>(イ) ファットスプレッドにあつては、「ファットスプレッド」（風味原料を加えたものにあつては「風味ファットスプレッド」）と表示すること。ただし、流動状のものにあつては、名称の次に括弧を付して「流動状」と表示し、糖類又ははちみつを加えたものにあつては、名称に次に括弧を付して「加糖」と表示すること。</p> <p>イ 油脂含有率</p> <p>ファットスプレッドにあつては、パーセントの単位で、単位を明記して油脂含有率を表示すること。</p>

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>(3) 原材料名（食品添加物を含む。）</p>	<p>ウ 原材料名</p> <p>(ア) 使用した原材料を、次の a から c までの区分により、それぞれ a から c までに定めるところにより表示すること。</p> <p>a 食用油脂にあつては、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、「大豆油」、「綿実油」、「牛脂」、「硬化油」等とその最も一般的な名称をもって表示すること。ただし、大豆油等の食用植物油脂にあつては「食用植物油脂」と、牛脂等の動物油脂にあつては「食用動物油脂」と、硬化油等の食用精製加工油脂にあつては「食用精製加工油脂」と表示することができる。</p> <p>b 食用油脂及び食品添加物以外の原材料にあつては、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、次に定めるところにより表示すること。</p> <p>(a) 「粉乳」、「いちごジャム」、「食塩」、「カゼイン」、「からし」等とその最も一般的な名称をもって表示すること。ただし、からしその他の香辛料にあつては、「香辛料」と表示することができる。</p> <p>(b) 砂糖類にあつては、「砂糖」、「水あめ」、「ぶどう糖」、「ぶどう糖果糖液糖」、「果糖ぶどう糖液糖」、「高果糖液糖」等とその最も一般的な名称をもって表示するほか、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖にあつては「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖にあつては「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖混合高果糖液糖にあつては「砂糖・高果糖液糖」と表示すること。ただし、ぶどう糖果糖液糖、果糖ぶどう糖液糖及び高果糖液糖にあつては「異性化液糖」と、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖及び砂糖混合高果糖液糖にあつては「砂糖・異性化液糖」と表示することができる。</p> <p>(c) 使用した砂糖類が2種類以上の場合は、(b)に規定にかかわらず、「砂糖類」又は「糖類」の文字の次に括弧を付して、「砂糖、水あめ」等と原材料に占める重量の割合の多いものから順に表示し、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合は「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合は「砂糖・果糖ぶどう糖</p>

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>(4) 内容量</p> <p>(5) 賞味期限</p>	<p>液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合は「砂糖・高果糖液糖」と表示すること。ただし、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合又は砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合にあつては、「砂糖・異性化液糖」と表示することができる。</p> <p> <ul style="list-style-type: none"> c 食品添加物にあつては、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、食品衛生法第 19 条第 1 項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成 23 年内閣府令第 45 号。以下「表示基準府令」という。）第 1 条第 2 項第 5 号及び第 4 項、第 11 条並びに第 12 条の規定に基づき表示すること。ただし、栄養強化の目的で使用される食品添加物にあつては、表示基準府令第 1 条第 2 項第 5 号括弧書の規定にかかわらず、他の食品添加物と同様に表示すること。 (イ) アレルギー物質を含む食品に関する表示をする場合は、表示基準府令第 1 条第 2 項第 6 号、第 7 号、第 10 号及び第 13 条並びに食品衛生法施行規則及び乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令等の施行について（平成 13 年 3 月 15 日食発第 79 号厚生労働省医薬局食品保健部長通知）の規定に基づき表示すること。 </p> <p> <ul style="list-style-type: none"> エ 内容量 <ul style="list-style-type: none"> 計量法（平成 4 年法律第 51 号）に基づき、内容量をグラム又はキログラムの単位で、単位を明記して表示すること。 オ 賞味期限 <ul style="list-style-type: none"> 次に定めるところにより表示すること。 (ア) 製造から賞味期限までの期間が 3 月以内のものにあつては、次の例のいずれかにより表示すること。ただし、b、c 又は d の場合であつて、「.」を印字することが困難であるときは、「.」を省略することができる。この場合において、月又は日が 1 桁の場合は、2 桁目を「0」と表示すること。 <ul style="list-style-type: none"> a 平成 12 年 4 月 1 日 b 12. 4. 1 c 2000. 4. 1 d 00. 4. 1 (イ) 製造から賞味期限までの期間が 3 月を </p>

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>(6) 保存方法</p> <p>(7) 原産国名（輸入品に限る）</p> <p>(8) 事業者の氏名又は名称及び住所</p>	<p>超えるものにあつては、次に定めるところにより表示すること。</p> <p>a 次の例のいずれかにより表示すること。ただし、(b)、(c)又は(d)の場合であつて、「.」を印字することが困難であるときは、「.」を省略することができる。この場合において、月が1桁の場合は、2桁目を「0」と表示すること。</p> <p>(a) 平成12年4月</p> <p>(b) 12. 4</p> <p>(c) 2000. 4</p> <p>(d) 00. 4</p> <p>b aの規定にかかわらず、(ア)に定めるところにより表示することができる。</p> <p>カ 保存方法</p> <p>製品の特性に従つて、「10℃以下で保存すること」、「直射日光を避け、常温で保存すること」、「常温で保存すること」等と表示すること。ただし、常温で保存するものにあつては、常温で保存する旨を省略することができる。</p> <p>キ 原産国名</p> <p>輸入品にあつては、「原産国〇〇」、「〇〇製」又は「〇〇産」（「〇〇」は国名）と原産国名を表示すること。</p> <p>ク 事業者の氏名又は名称及び住所</p> <p>次の区分に応じ、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(ア) 製造業者の場合</p> <p>「製造者」の文字、製造業者の氏名（法人にあつては、その名称。以下同じ。）及び製造所所在地。ただし、住所（法人にあつては、原則として本社所在地。以下同じ。）及び製造業者が消費者庁長官に届け出た製造所固有の記号（アラビア数字、ローマ字、平仮名若しくは片仮名又はこれらの組合せによるものに限る。以下同じ。）を表示することをもって、製造所所在地の表示に代えることができる。</p> <p>(イ) 販売業者の場合</p> <p>「販売者」の文字、販売業者の氏名及び住所並びに製造業者の氏名及び製造所所在地。ただし、販売業者の氏名及び住所の次に、製造業者及び販売業者が連名で消費者庁長官に届け出た製造業者の製造所固有の記号を表示することをもって、製造業者の氏名及び製造所所在地の</p>

公正競争規約	公正競争規約施行規則																							
<p>2 前項第1号に規定する名称の用語は、前項の規定のほか、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。）に基づくマーガリン類品質表示基準（平成12年農林水産省告示第1675号）第5条の規定に基づき、商品名の表示された場所に近接した場所に、背景の色と対照的な色で日本工業規格Z8305（1962）に規定する14ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた活字で表示しなければならない。ただし、商品名に「〇〇マーガリン」、「〇〇ファットスプレッド」等名称の用語を使用しているものにあつては、この限りではない。</p> <p>3 ファットスプレッドにあつては、「マーガリン類」の文字を第1項に規定する表示に隣接させて表示するものとする。</p> <p>4 紙製容器包装及びプラスチック製容器包装への分別回収のための識別マークは、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）に基づく特定容器包装の表示の標準となるべき事項を定める省令（平成13年財務省・厚生労働省、農林水産省・経済産業省令第2号）に基づき表示しなければならない。</p>	<p>表示に代えることができる。</p> <p>(ウ) 輸入業者の場合（輸入品に限る。） 「輸入者」の文字、輸入業者の氏名及び住所。</p> <p>(2) 様式</p> <p>JAS法に基づく加工食品品質表示基準（平成12年農林水産省告示第513号。以下「加工食品品質表示基準」という。）の別記様式に基づき、次の区分に応じ、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>ア 表示を行う者が製造業者である場合</p> <table border="1" data-bbox="895 656 1286 929"> <tr><td>名 称</td></tr> <tr><td>油脂含有率</td></tr> <tr><td>原材料名</td></tr> <tr><td>内 容 量</td></tr> <tr><td>賞味期限</td></tr> <tr><td>保存方法</td></tr> <tr><td>製 造 者</td></tr> </table> <p>イ 表示を行う者が販売業者である場合</p> <table border="1" data-bbox="895 969 1286 1279"> <tr><td>名 称</td></tr> <tr><td>油脂含有率</td></tr> <tr><td>原材料名</td></tr> <tr><td>内 容 量</td></tr> <tr><td>賞味期限</td></tr> <tr><td>保存方法</td></tr> <tr><td>原産国名</td></tr> <tr><td>販 売 者</td></tr> </table> <p>ウ 表示を行う者が輸入業者である場合</p> <table border="1" data-bbox="895 1319 1286 1628"> <tr><td>名 称</td></tr> <tr><td>油脂含有率</td></tr> <tr><td>原材料名</td></tr> <tr><td>内 容 量</td></tr> <tr><td>賞味期限</td></tr> <tr><td>保存方法</td></tr> <tr><td>原産国名</td></tr> <tr><td>輸 入 者</td></tr> </table> <p>(上記ア～ウの備考)</p> <p>(ア) 表示に用いる文字及び枠の色は、背景の色と対照的な色とすること。</p> <p>(イ) 表示に用いる文字は、日本工業規格Z8305（1962）に規定する8ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた活字とすること。ただし、表示可能面積がおおむね150平方センチメートル以下のものにあつては、日本工業規格Z8305（1962）に規定する5.5ポイントから7.5ポイントまでの大</p>	名 称	油脂含有率	原材料名	内 容 量	賞味期限	保存方法	製 造 者	名 称	油脂含有率	原材料名	内 容 量	賞味期限	保存方法	原産国名	販 売 者	名 称	油脂含有率	原材料名	内 容 量	賞味期限	保存方法	原産国名	輸 入 者
名 称																								
油脂含有率																								
原材料名																								
内 容 量																								
賞味期限																								
保存方法																								
製 造 者																								
名 称																								
油脂含有率																								
原材料名																								
内 容 量																								
賞味期限																								
保存方法																								
原産国名																								
販 売 者																								
名 称																								
油脂含有率																								
原材料名																								
内 容 量																								
賞味期限																								
保存方法																								
原産国名																								
輸 入 者																								

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>(特定事項の表示基準)</p> <p>第4条 事業者は、マーガリン類について、次の各号に掲げる事項を表示する場合には、当該各号に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1) 原料油脂名を用いた商品名 原料油脂名を用いて商品名を表示する場合には、原料油脂のうち当該油脂が70%以上含有していなければならない。</p> <p>(2) 風味原料名を用いた商品名 風味原料名を用いて商品名を表示する場合には、風味を特徴づけるのに十分な量を含有していなければならない。</p> <p>(3) 植物性に関する事項 植物性である旨を表示する場合には、原料油脂のうち植物性油脂の占める割合が100%でなければならない。なお、第2条第1項第2号イに定めるファットスプレッドにあつては、これに加えて、動物性の風味原料を使用しないものでなければならない。</p> <p>(4) 特定の栄養成分に関する事項 特定の栄養成分について、含有量が多い旨又は少ない旨を表示する場合には、健康増進法(平成14年法律第103号)に基づく栄養表示基準(平</p>	<p>きさの活字とすることができる。</p> <p>(ウ) マーガリンにあつては、この様式中「油脂含有率」を省略すること。</p> <p>(エ) 上記イにおいて、輸入品以外のものにあつては、この様式中「原産国名」を省略すること。</p> <p>(オ) この様式中「名称」とあるのは、これに代えて「品名」と表示することができる。</p> <p>(カ) 賞味期限をこの様式に従い表示することが困難な場合には、この様式の賞味期限の欄に表示場所を表示すれば、他の場所に表示することができる。この場合において、保存方法についても、この様式の保存方法の欄に表示場所を表示すれば、賞味期限の表示場所に近接して表示することができる。</p> <p>(キ) この様式は、縦書きとすることができる。</p> <p>(ク) この様式の枠を表示することが困難な場合は、枠を省略することができる。</p> <p>2 規約第3条第2項に規定する「マーガリン類」の文字の大きさは、前項第2号に掲げる様式の備考(イ)の規定に準ずるものとする。</p>

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>成 15 年厚生労働省告示第 176 号) に基づき表示する。</p> <p>(不当表示の禁止)</p> <p>第 5 条 事業者は、マーガリン類について、次の各号に掲げる表示をしてはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) マーガリン及びファットスプレッドでないものを、それぞれ、それらのものであるかのように誤認されるおそれがある表示 (2) マーガリン類でないものをマーガリン類であるかのように誤認されるおそれがある表示 (3) マーガリン類をバターその他の乳製品であるかのように誤認されるおそれがある表示 (4) 原料油脂、風味原料その他の原材料（食品添加物を含む。）のいずれかに動物性のものが含まれている製品を純植物性のものであるかのように誤認されるおそれがある表示 (5) 他の事業者又は他の事業者が販売するマーガリン類を中傷又は誹謗する表示 (6) 原材料、品質その他の内容について、実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも著しく優良であると誤認されるおそれがある表示 (7) マーガリン類が病気の予防等に効能又は効果があるかのように誤認されるおそれがある表示 (8) 歴史・伝説、製造技術、生産規模、生産設備、販売量、販売比率及び企業の実態について実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも著しく優位にあると誤認されるおそれがある表示 (9) 原産国について誤認されるおそれがある表示 (10) 前各号に掲げるもののほか、自己の製造又は販売に係るマーガリン類の内容又は取引条件について、実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも著しく優良又は有利であるかのように誤認されるおそれがある表示 <p>(マーガリン公正取引協議会の設置)</p> <p>第 6 条 この規約の目的を達成するため、マーガリン公正取引協議会（以下「公正取引協議会」という。）を設置する。</p> <p>2 公正取引協議会は、この規約に参加する事業者をもって構成する。</p>	<p>(不当表示の禁止)</p> <p>第 2 条 次の各号に掲げる事項は、規約第 5 条により表示してはならない表示に該当するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 客観的事実の裏付けがない「〇〇成分多量」、「〇〇をたっぷり」及び「最高級」等の誇大な表現 (2) 牛や牧場の絵及びこれらによる社章 (3) マーガリン類の効能については、現在の学問上明らかにされた限度を超えて誇大な表現を用いること。

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>(公正取引協議会の事業)</p> <p>第7条 公正取引協議会は、次の事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) この規約の内容の周知徹底に関すること。 (2) この規約についての相談及び指導に関すること。 (3) この規約の遵守状況の調査に関すること。 (4) この規約の規定に違反する疑いがある事実の調査に関すること。 (5) この規約の規定に違反する事業者に対する措置に関すること。 (6) 一般消費者からの苦情処理に関すること。 (7) 不当景品類及び不当表示防止法その他の公正取引に関する法令の普及及び違反の防止に関すること。 (8) 関係官公庁との連絡に関すること。 (9) 会員に対する情報提供に関すること。 (10) その他この規約の施行に関すること。 <p>(違反に対する調査)</p> <p>第8条 公正取引協議会は、第3条から第5条までの規定又は第11条の規定に基づく規則に違反する事実があると思料するときは、関係者を招致して事情を聴取し、関係者に必要な事項を照会し、参考人から意見を求め、その他その事実について必要な調査を行うことができる。</p> <p>2 事業者は前項の規定に基づく公正取引協議会の調査に協力しなければならない。</p> <p>3 公正取引協議会は、前項の規定に違反して調査に協力しない事業者に対し、その調査に協力すべき旨を文書をもって警告し、これに従わないときは、3万円以下の違約金を課し、又は除名処分をすることができる。</p> <p>(違反に対する措置)</p> <p>第9条 公正取引協議会は、第3条から第5条までの規定又は第11条の規定に基づく規則に違反する行為があると認められるときは、その違反行為を行った事業者に対し、その違反行為を排除するために必要な措置を採るべき旨、その違反行為と同種又は類似の違反行為を再び行ってはならない旨その他これらに関連する事項を実施すべき旨を文書をもって警告することができる。</p> <p>2 公正取引協議会は、前項の規定による警告を受けた事業者がこれに従っていないと認めるときは、当該事業者に対し、50万円以下の違約金を課し、若しくは除名処分をし、又は消費者庁長官に対して必要な措置を講ずるよう求めることができ</p>	

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>る。</p> <p>3 公正取引協議会は、前条第3項又は前二項の規定により警告し、違約金を課し、又は除名処分をしたときは、その旨を遅滞なく文書をもって消費者庁長官に報告するものとする。</p> <p>(違反に対する決定)</p> <p>第10条 公正取引協議会は、第8条第3項又は前条第2項の規定による措置(警告を除く。)を採ろうとする場合には、採るべき措置の案(以下「決定案」という。)を作成し、これを当該事業者に送付するものとする。</p> <p>2 前項の事業者は、決定案の送付を受けた日から10日以内に、公正取引協議会に対して文書をもって異議の申立てをすることができる。</p> <p>3 公正取引協議会は、前項の意義の申立てがあった場合には、当該事業者に追加の主張及び立証の機会を与え、これらの資料に基づいて更に審理を行い、それに基づいて措置の決定を行うものとする。</p> <p>4 公正取引協議会は、第2項に規定する期間内に意義の申立てがなかった場合には、速やかに決定案の内容と同趣旨の決定を行うものとする。</p> <p>(規則の制定)</p> <p>第11条 公正取引協議会は、この規約の実施及び運営に関する事項について規則を定めることができる。</p> <p>2 前項の規則を定め、または変更しようとするときは、事前に消費者庁長官及び公正取引委員会の承認を受けるものとする。</p> <p>附 則 この規約の変更は、消費者庁及び消費者委員会設置法(平成21年法律第48号)の施行日から施行する。</p> <p>附 則 この規約の変更は、平成28年4月1日から施行する。</p>	<p>附 則 この規則の変更は、公正取引委員会及び消費者庁長官の承認があった日から施行する。</p>